

地方公共団体、学校における小中連携、一貫教育の推進体制の例

1. 三鷹市、呉市の発表資料(H23.11.8)より

三鷹市における教職員の兼務発令、小中一貫コーディネーターの配置、相互乗り入れ授業後補充講師

小学校と中学校の相互交流

小・中学校の教員として兼務発令

小学校と中学校の先生や児童・生徒が相互に交流し、適切な児童・生徒理解をもとに、相談機能の充実と丁寧な支援を行う。



小学校2校合同自然教室

18

学園の小学校中学校をつなぐ 小・中一貫コーディネーターの配置 (市独自の予算による非常勤講師)

- ・学園開設に向け、各校に小・中一貫コーディネーターの教員を配置
- ・(開園前2年、後1年間)コーディネーター後補充講師配置

平成17年度	6,021,000
平成18年度	6,326,000
平成19年度	17,643,000
平成20年度	34,361,000
平成21年度	37,935,000
平成22年度	17,852,000



6年間総計

120,138,000円

20

相互乗り入れ授業 後補充講師 (市独自の予算による非常勤講師)

後補充補助教員(市費負担 非常勤講師)

講師配当時数

週10時間×45週×22校+交通費

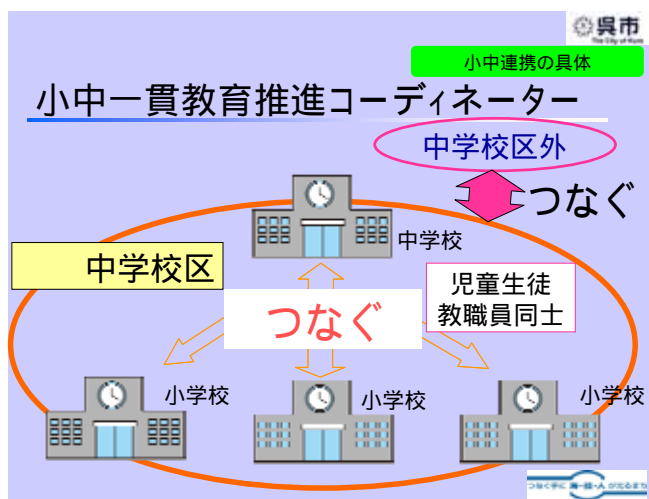
年間予算 24,714,000円

すべての学園が開園した平成21年度以降も 経常的経費として

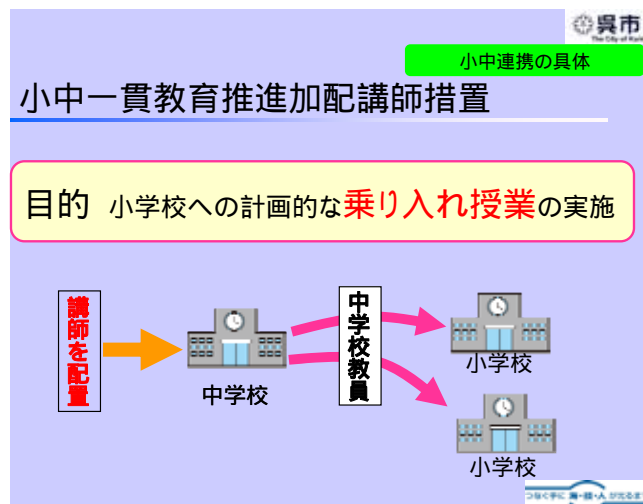
各校に週10時間分の後補充講師を配置

21

呉市における小中一貫教育推進コーディネーター、小中一貫教育推進加配講師措置、兼職発令の状況



(定数措置内で指名)



(市費による措置)

兼職発令の状況

小中連携の具体

	小学校	中学校	中学校	小学校	合計
平成20年度	2校(4名)	3校(8人)	3校(8人)	2校(4名)	5校(12人)
平成21年度	2校(8名)	4校(15人)	4校(15人)	2校(8名)	6校(23人)
平成22年度	2校(3人)	9校(21人)	9校(21人)	2校(3人)	11校(24人)
平成23年度	1校(1人)	15校(35人)	15校(35人)	1校(1人)	16校(36人)

3倍

平成23年度教科別の内訳

教科	国語	算数	音楽	体育	図画 工作	外国語 活動	計
人数	2人	9人	5人	3人	9人	7人	35人

2. 品川区立伊藤学園(施設一体型)、三鷹市にしみたか学園(施設分離型)における小中連携、一貫教育推進体制について

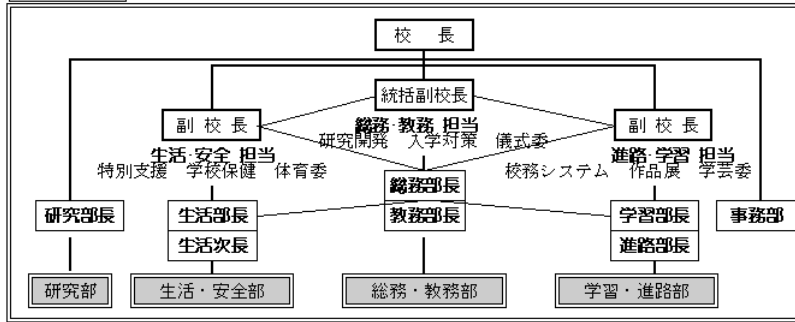
<品川区立伊藤学園>

小・中学校が一体化し、新たな施設一体型小中一貫校になるにあたり、これまでの校務分掌を全面的に見直し1年から9年まで60名超の教職員が機能的・組織的に職務を遂行できるよう、学校組織を抜本的に再構築。

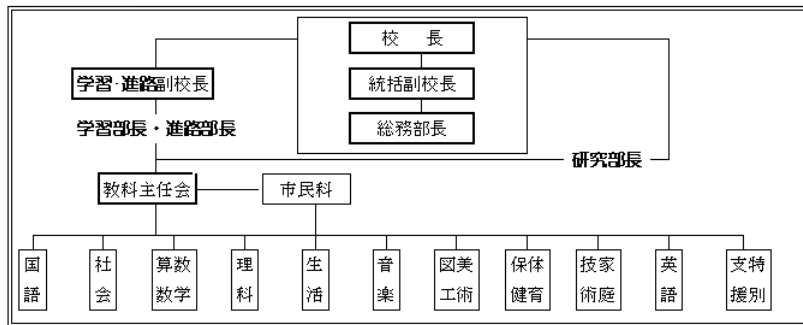
特徴

- ・3人の副校長の分担を小学部、中学部と分断せず、1～9年までを通して「総務・教務部」「生活・安全部」「学習・進路部」を担当、その下に各二人ずつ部長を配置
- ・教科においても小学校籍、中学校籍合同で教科部会を組織
- ・学年構成【1～4年(低学年団)、5～7年(中学年団)、8～9年(高学年団)】ごとに学団長を配置
- ・各種委員会として、「儀式的行事」「異学年交流」(総務・教務担当副校長所管)、「特別支援教育」「学芸的行事」(学習・進路部担当副校長所管)、「体育的行事」「保健食育」(生活・安全部担当副校長所管)の6委員会を設置、各担当副校長を配置
- ・「学校運営要綱」を作成し、日常業務をマニュアル化

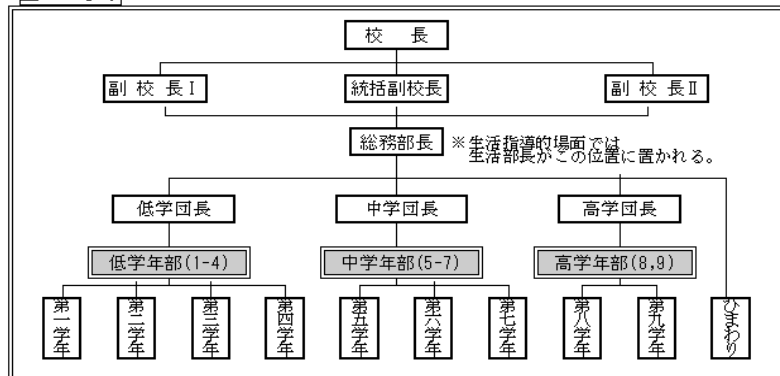
図A. 校務



図B. 教科



図C. 学年



(参考) 品川区教育委員会規則における小中一貫校に関する規定

品川区立学校の管理運営に関する規則(抄)

第3章 小中一貫校

(小中一貫校)

第30条 次の表の左欄に掲げる小中学校は、小中一貫校として同表の右欄に掲げる名称を称する。

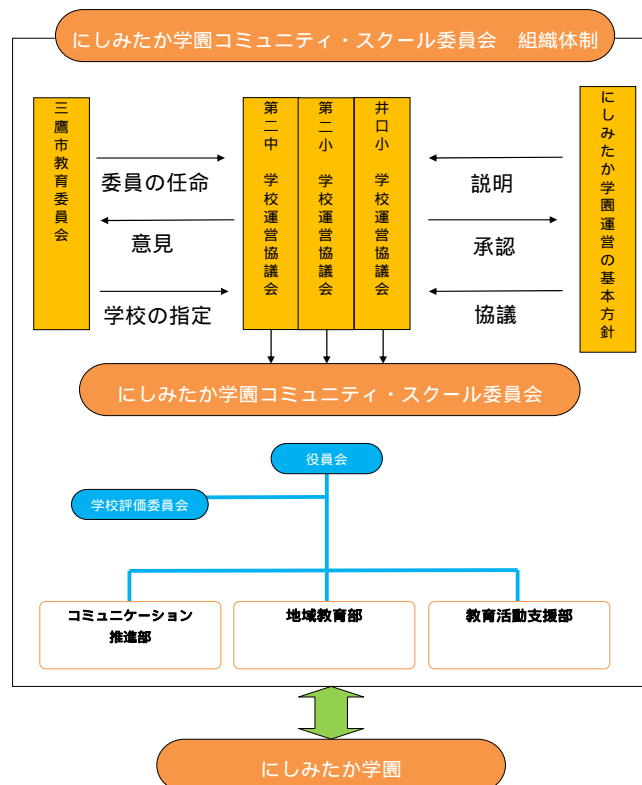
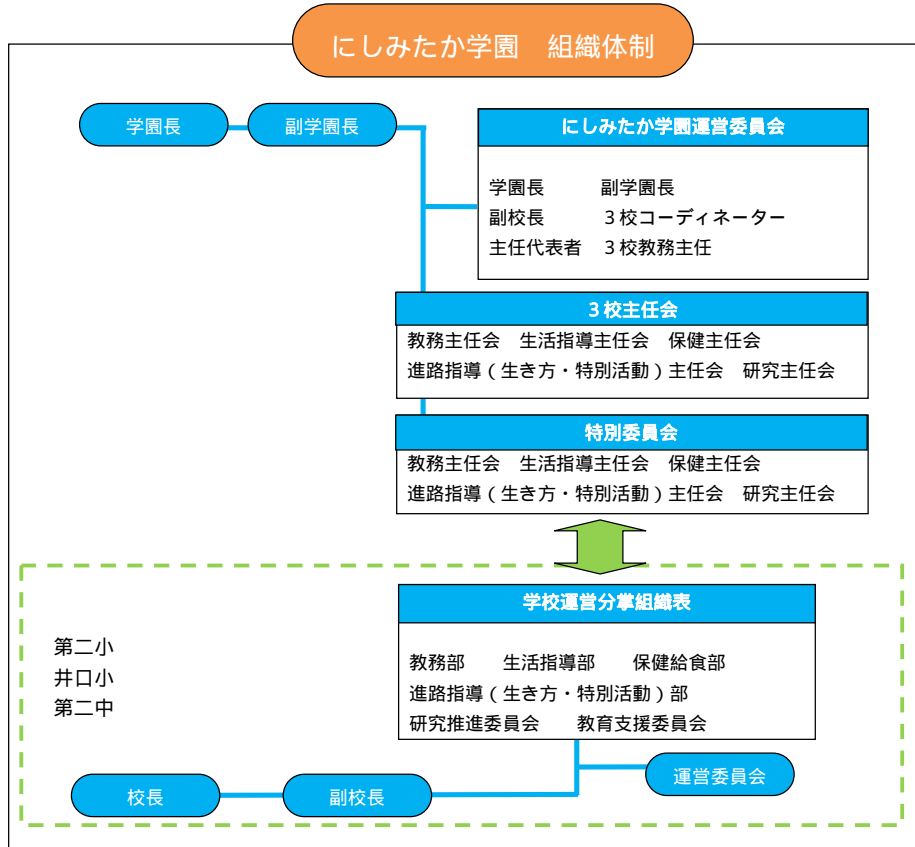
小中学校	小中一貫校の名称
品川区立第二日野小学校	品川区立小中一貫校 日野学園
品川区立日野中学校	
品川区立原小学校	品川区立小中一貫校 伊藤学園
品川区立伊藤中学校	
品川区立八潮学園小学校	品川区立小中一貫校 八潮学園
品川区立八潮学園中学校	
品川区立平塚小学校	品川区立小中一貫校 荏原平塚学園
品川区立荏原平塚中学校	
品川区立品川小学校	品川区立小中一貫校 品川学園
品川区立城南中学校	

2 前項の表の左欄に掲げる小中学校の校長を併任する者は、同表右欄に掲げる小中一貫校を代表する。

<三鷹市にしみたか学園>

平成18年4月より、三鷹市立第二小学校、井口小学校、第二中学校が9年間一貫した教育課程の下で強固に連携して小・中一貫教育を行うため、にしみたか学園を開園。学園の下に学園長（第二中学校長）、副学園長（第二小学校長、井口小学校長）、にしみたか学園運営委員会、3校主任会、特別委員会を設置し、3校の関係教員を配置。また3校の校内にも、同一の学校運営分掌組織（教務部、生活指導部等）を設置。

学園において運営の基本方針案を作成の上、にしみたか学園コミュニティ・スクール委員会で協議し、そこでの承認を得ることにより決定。



(参考) 三鷹市教育委員会規則における小・中一貫教育校に関する規定

三鷹市公立学校の管理運営に関する規則(抄)

第7章 小・中一貫教育校

(小・中一貫教育校)

第29条 委員会は、保護者、地域住民等の学校運営への積極的な参画を得ながら、小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)が一貫性のある教育課程の下で連携して教育を施すために必要と認めるときは、小・中一貫教育校(以下「学園」という。)を置くことができる。

2 学園は、委員会が指定する小中学校により構成する。

3 委員会は、前項の規定により学園を構成する小中学校を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(学園長)

第30条 学園に学園長を置く。

2 学園長は、学園を構成する小中学校の校長のうちから、教育長が指名する。

3 学園長は、学園を代表し、学園の事務を掌理する。

4 学園長は、学園運営を円滑に行うため、委員会の承認を得て、学園運営委員会その他必要な組織等を置くことができる。

(副学園長)

第31条 学園に副学園長を置く。

2 副学園長は、学園を構成する小中学校の校長(前条第2項の規定により学園長に指名された校長を除く。)のうちから、教育長が指名する。

3 副学園長は、学園長とともに、学園の事務を掌理する。

4 副学園長は、学園長に事故があるときは、その職務を代行する。